国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和3年8月

| 変更後 (下線部は変更箇所) | 許可 (下線部は変更箇所) | 説明 |
|--|--|------------------|
| 第 10 編 バックエンド研究施設の管理 | | |
| 目次 ~ (変更なし) | | |
| 第1条 ~ 第4条 (変更なし) | | |
| 第2章 使用の管理 | 【許可本文】 | |
| 第1節 使用上の制限 | 2. 使用の目的及び方法 | |
| (使用施設の使用上の制限) | 目的番号 1 ~ 1 2 (記載省略) | |
| 第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実 | | 1.37 0) 1.10 34 |
| 験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。 | 使用に供していない核燃料物質は、貯蔵又は廃棄する。 | 左記のとおり許 |
| 2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試 | | |
| 料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、 | の基礎となるデータを与えるための試料)、試験用試料、分析用試料等(以下「標準試料等」という。)に | り、保安規定の |
| 有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理 | ついて、以下の保管対象に該当する場合に限り、各目的番号の使用の方法に定める取扱設備・機器のうち、 | 記載と齟齬はな |
| に伴う二次廃棄物)(以下「1 F汚染物」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1 F汚染物の | | V) ₀ |
| 放射能量と使用済燃料の放射能量の合計が、別表第1-1から1-8に掲げる最大取扱量を超えて | (保管対象) | (セル、グロー |
| 使用してはならない。 | 移動に伴う振動による性状の変化、貯蔵に移行する際の化学形・物理的形態の変更等によって信頼 | |
| 3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室 | | |
| ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。 | <u>を有する標準試料等。</u> | 質の一定期間の |
| 4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃 | | 保管) |
| 料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できてい | | |
| ない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行 | | |
| わなければならない。 | | |
| 5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料(核燃料物質の濃度や同 | 標準試料等をセル、グローブボックス、フードにおいて保管する場合は、以下の保管要件を満たすこと | |
| 位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料)、試験用試料、分析用試料等(以下「標準を持ている。 | | |
| 準試料等」という。)をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲 | | |
| <u>げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管</u> | | |
| を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。 | <u>ク評価を行い、保管による安全性への影響が小さいことを確認する。</u> | |
| (1) 保管する期間 (2) 保管 1-4 (保管 1-4 - 1) A TRUE | | |
| (2) 保管対象(保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量) | | |
| (3) 保管要件(標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと) | | |
| 6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得な | | |
| <u>ければならない。</u> | | |
| 第6条 ~ 第26条(変更なし) | | |
| 別表第1-1 ~ 別表第1-7 (変更なし) | | |
| | | |

変更後 (下線部は変更箇所) 許可(下線部は変更箇所) 説明 【許可本文】 別表第1-8 最大取扱量 実験室 ^{233}U U Τh 使用済燃料 左記のとおり許 Рu 表 2-1(14) 最大取扱量 実験室 使用場所 備 考 可に記載があ (g) (Bq) (g) (g) (g) 備考 使用場所 目 的 概 要 主要設備等 3.7×10^{4} り、保安規定の 実験室(IV) 2 (天然) 焼き付け、 実験室(IV): 再処理プロセス試験試料中の放射能 放射能測定数 0.00016 2 (劣化) 測定を行う。 2 (5%未満) 封入 記載と齟齬はな 2 (劣化) 実験室(VI)* ベリア材試料の同定分析を行う。 1 (天然) バリア性能試験 走查型電子顕 焼き付け、 0.00010 3.7×10^{5} 2 (5%未満) X線回折装置 実験室 (Ⅶ) -1 100 (天然) 100 100 TRU計測試験 TRU非破壞 すべて密封 (使用済燃料へ 実験室(VI) * 3. 7×10^5 焼き付け、 中の核分裂性物質を核分裂させ、 0.00016 1 (天然) 100 (5%未満) 測定試験装置 100 (5%以上 20%未満) の際発生する中性子及びガンマ線を 150 (93%以上 93.5%以下) 測定する。また、自発核分裂中性子 の最大取扱量の 1 (5%未満) 封入 及び (α、n) 反応による中性子: 追加及び備考へ すべて密封 実験室(VII)-1 18 100 (天然) 100 100 TRU模擬試験体の充填状態を測定 実験室 100 (天然) TRU計測試験 • 試験休内部測 すべて密封 (VII) −2 100 (5%未満) 定試験装置 の取扱時の性状 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 2 (天然) 2 (劣化) 分析試料中の放射能測定を行う。 また、デブリ模擬体試料のデブリ模 分析室(I)* 0.001 放射能測定装 リ模擬体試料の 圧縮成型、 の追加) 100 (5%以上 20%未満) ,000 (5%未満) 擬体挿入管への封入及び取出しを行 2 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満 すべて密封 . 01 (93. 3%以上 98%以下 実験室(**Ⅶ**)-2 100 (天然) 100 100 18 分析室(Ⅱ)* 3.7×10⁴ 分析 放射能測定装 焼き付け、 同定分析を行う。 2 (劣化) 100 (5%未満) 質量分析計 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 100 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満 0.01 (93.3%以上 98%以下 分析室(Ⅱ) * 2 (天然) 3.7×10^{4} 焼き付け、 0.00016 0.001 精密測定室 0.00016 3.7×10^{5} バリア性能試験 バリア材試料について、元素分析を ・ X 線光電子分 焼き付け、 封入 封入 2 (劣化) * グローブボックス及びフードの取扱量は除く。 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下) 精密測定室 0.00016 5 (天然) 0.001 1 3.7×10^5 焼き付け、 封入 * グローブボックス及びフードの取扱量を除く。